

パブリックコメント用：令和7年1月29日現在

※表紙デザインは調整中

本宮市第3次男女共同参画基本計画

(案)

令和7(2025)年●月

福島県本宮市

はじめに

市長あいさつ掲載予定

令和年 ●月

本宮市長
高松 義行

目 次

第1章 計画策定にあたって	5
1. 計画の目的	5
2. 計画の期間	5
3. 計画の位置付け	5
(1) 法令との関係	5
(2) 総合計画との関係	6
4. 計画改定の背景	7
(1) 国・県の近年の動き	7
(2) 本宮市の動き	10
第2章 男女共同参画に関する本市の現状	11
1. 人口・世帯に関する状況	11
(1) 人口の推移	11
(2) 世帯の推移	14
2. 就業に関する状況	15
3. アンケート調査結果の概要	17
(1) 調査概要	17
(2) 男女の地位の平等感について	18
(3) 性別による固定観念等について	19
(4) 防災分野における男女共同参画について	20
(5) 性の多様性について	21
(6) 人権侵害に関する経験について	23
(7) 本市の男女共同参画に関する取組について	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 計画の基本理念	25
2. 計画の基本目標	25
3. 計画の体系	26
第4章 施策の展開	28
基本目標Ⅰ	
みんなで深めよう。男女共同参画の心が育む本宮市	28
基本目標Ⅱ	
みんなで広げよう。性別にとらわれず、誰もがいつでもどこでも活躍できる本宮市	31
基本目標Ⅲ	
みんなで認めよう。一人ひとりの多様性が生きる本宮市	36
基本目標Ⅳ	
みんなで創ろう。誰もが健康で、安全・安心に暮らせる本宮市	40

第5章 計画の推進	45
1. 推進体制	45
2. 実施計画の作成と進行管理	45
資料編	46
1. 用語解説	46

第Ⅰ章 計画策定にあたって

1. 計画の目的

「本宮市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

本市では、性別にとらわれず、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくりを推進するとともに、多様化する価値観や生活スタイルを踏まえた、だれもが住みやすい社会制度の構築に向けた取り組みを推進することを本計画の目的とします。

2. 計画の期間

本計画の推進期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。ただし、計画期間中も、国や県を始めとする様々な社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
本宮市 男女共同参画 基本計画 ^{※1}					
	本宮市第3次男女共同参画基本計画 (令和7年度～令和11年度)				
本宮市 総合計画					
	本宮市第2次総合計画 (後期基本計画：令和6年度～令和10年度)				

3. 計画の位置付け

（1）法令との関係

本計画は、男女共同参画社会^{※2}基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画基本計画」及び本宮市男女共同参画推進条例第10条第1項に規定する「基本計画」として策定するものです。

^{※1} 「男女共同参画基本計画」…政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（P48参照）

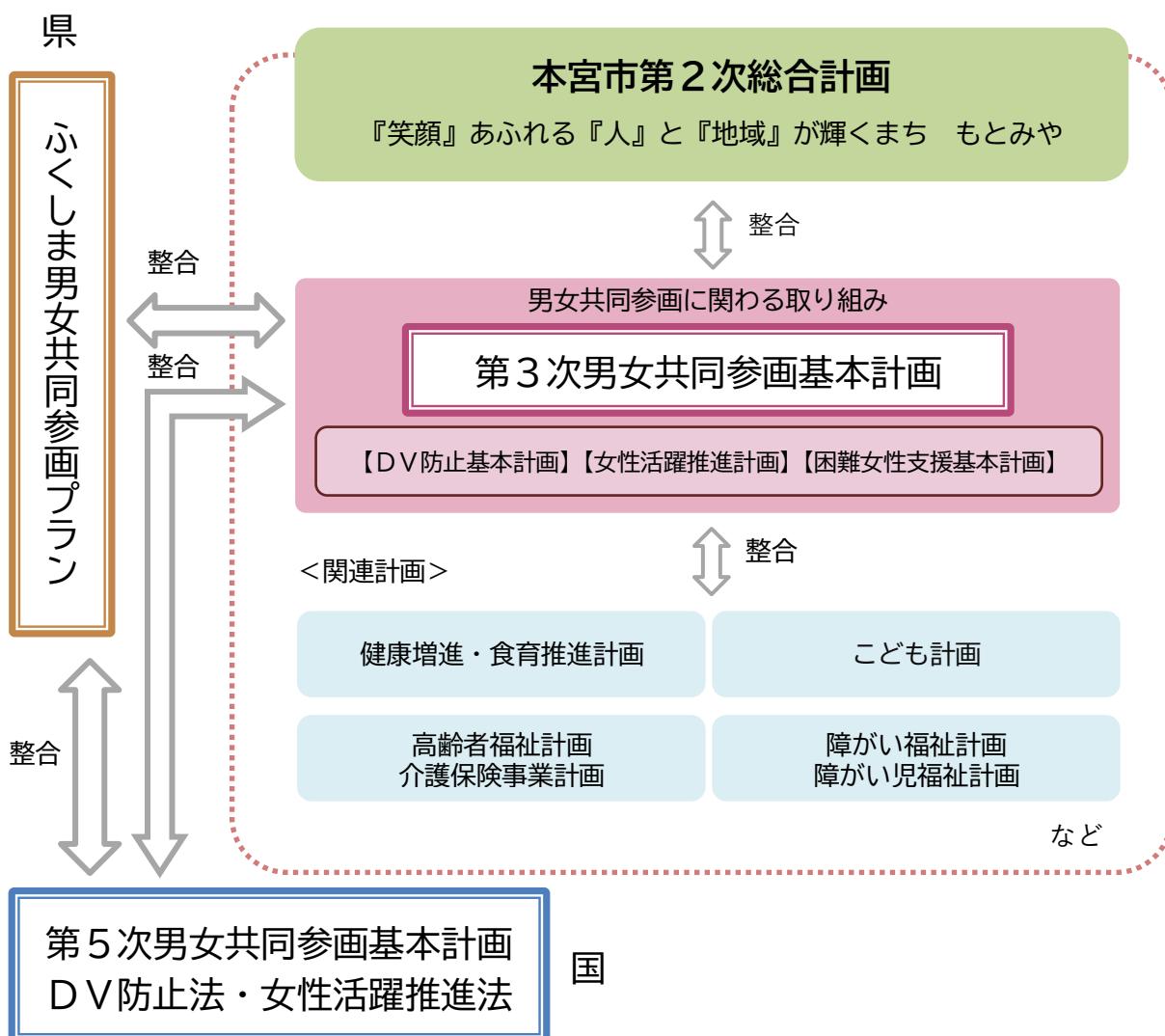
^{※2} 「男女共同参画社会」…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会（P48参照）

また、「DV 防止法^{*1}」「女性活躍推進法^{*2}」「困難女性支援法^{*3}」に基づく市町村計画として位置付けます。

(2) 総合計画との関係

本計画は、「本宮市第2次総合計画」の部門別計画と位置付け、「男女共同参画の推進」に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。

【他計画との関係】



*1 「DV 防止法」…配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律(P48参照)

*2 「女性活躍推進法」…働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために制定された法律(P47参照)

*3 「困難女性支援法」…困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心・自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした法律 (P46参照)

4. 計画改定の背景

(1) 国・県の近年の動き

【国の近年の動き】

◆第5次男女共同参画基本計画の策定[令和2(2020)年12月]

平成11(1999)年6月に施行された男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と示しています。

男女共同参画社会基本法に基づき、国では令和2(2020)年12月に第5次男女共同参画基本計画が策定されました。第5次男女共同参画基本計画では次の4つを「目指すべき社会」として掲げ、その実現により男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成促進を図るとしています。

第5次計画では、男女共同参画の取組を進めることについて、「『男女』にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向^{※1}・性自認^{※2}(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブ^{※3}な社会の実現にもつながるもの」としており、多様性の視点が強調されました。

第5次男女共同参画基本計画における「目指すべき社会」

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活気ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、他の社会生活、家庭生活を送ることがができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の現実と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

^{※1} 「性的指向」…人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念(P47参照)

^{※2} 「性自認」…自分が属する性別についての認識や感覚(P47参照)

^{※3} 「インクルーシブ」…「すべてを含んだ」「包括的」という意味 (P46参照)

◆女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)の改正

[令和元(2019)年5月]

働くことを希望するすべての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のために、平成27(2015)年8月に女性活躍推進法が成立しました。これにより、女性活躍推進に向けた行動計画の策定・届出・公表が国や地方公共団体、事業主に義務付けられました。

令和元(2019)年5月の改正では、一般事業主行動計画の策定・届出と情報公表について、令和4(2022)年4月1日から常用労働者数が101人以上の事業主も義務の対象となりました。また、常用労働者数301人以上の事業主の情報公表の内容についても変更されています。

◆配偶者暴力(DV)防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

の改正[令和6(2024)年4月]

平成13(2001)年4月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的として配偶者暴力防止法が成立しました。これまでの主な改正としては、平成25(2013)年に法律の適用対象が生活の本拠を共にする交際相手に拡大され、令和元(2019)年には、同居する家族を適用対象に含め、児童相談所との連携が規定されました。

また、令和5(2023)年5月の改正により、保護命令の対象に精神的暴力が含まれるようになったほか、接近禁止命令等の期間の延長等、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められ、令和6(2024)年4月より施行されています。

◆LGBT理解増進法^{*1}(性的指向及びジェンダーアイデンティティ^{*2}の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)の施行[令和5(2023)年6月]

令和5(2023)年に同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることなどを立法事実として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的として制定されました。

*1 「LGBT理解増進法」…性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする法律(P46参照)

*2 「ジェンダーアイデンティティ」…自分が属する性別についての認識や感覚(P47参照)

◆持続可能な開発のための 2030 アジェンダ/SDGs

平成27(2015)年9月、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(2030 アジェンダ)」が採択されました。2030 アジェンダでは、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が掲げられました。SDGs では、「ジェンダー平等^{※1}」を達成し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げること」を目標の一つに掲げています。女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることは、社会全体に活力をもたらし、成長を支える上で不可欠であり、国では「女性が輝く社会」の実現に向け、国際社会との協力を進めています。||



【県の近年の動き】

◆「ふくしま男女共同参画プラン」の改正[令和3(2021)年12月]

令和3(2021)年に改定された新プランでは、計画推進の視点として、「人権の尊重と男女平等の実現」、「ジェンダー^{※2}」の視点の反映と多様な価値の尊重」、「女性の能力発揮と環境整備」、「公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な地域社会の実現」が示されています。

◆「福島県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」の策定

[令和6(2024)年4月]

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第 52 号)第8条第1項及び第2項の規定により、困難な問題を抱える女性への支援に関する方針を定めるものとして策定しました。計画推進の視点として、「女性の人権を尊重する意識の醸成」、「安心して相談できる支援体制の充実」、「困難な問題を抱える女性の安全な保護の実施」、「困難な問題を抱える女性の自立を支援する環境の整備」が示されています。

◆「福島県パートナーシップ制度」の導入[令和6(2024)年9月]

一人ひとりが個人として尊重され、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、「福島県パートナーシップ制度」を開始しました。

^{※1} 「ジェンダー平等」…一人ひとりの人間が尊重され、社会全体の様々な状況において個人が平等な状態にあること(P47参照)

^{※2} 「ジェンダー」…社会的・文化的に形成された性別(P47参照)

(2) 本宮市の動き

本市では、平成 19(2007)年 1 月の町村合併時に制定した「本宮市男女共同参画推進条例」の規定に基づき、平成 21(2009)年 12 月に「本宮市男女共同参画基本計画」を策定し、その後、東日本大震災を始めとした災害の教訓を踏まえ、平成 26(2014)年に復興や防災における男女共同参画の推進を図るための一部改定を行いました。その後、女性活躍推進をより効果的に進めるため、令和元(2019)年6月に「本宮市第 2 次男女共同参画基本計画」を策定しています。

さらに、平成 31(2019)年度から 10 年間の計画期間となる「本宮市第2次総合計画」の「後期基本計画」が令和6(2024)年度から始まりました。その中で施策目標として掲げられている「誰もが人権を尊重し合い、平等にいきいきと生活しているまち」を目指し、すべての市民がお互いを尊重し、性別、年齢、障がい等によらず誰もが平和で平等な生活が送れるよう、差別、いじめ、虐待、暴力等の解消を進めていくこととしています。

また、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様な生き方を認め合い、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせる地域社会を実現するために、「本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を令和6(2024)年9月より導入しました。

本制度の導入に引き続き、市民の誰もが性別（性自認、性的指向など）にかかわらず、パートナーやその家族の暮らしやすい生活につなげていくとともに、LGBT理解増進法による性の多様性を認め合う社会づくりの一歩として、誰もが自分らしく生きてゆける本宮市を推進します。

これらの状況を踏まえ、男女共同参画を継続的に推進するとともに、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくりを進めるため、本市では「本宮市第3次男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2章 男女共同参画に関する本市の現状

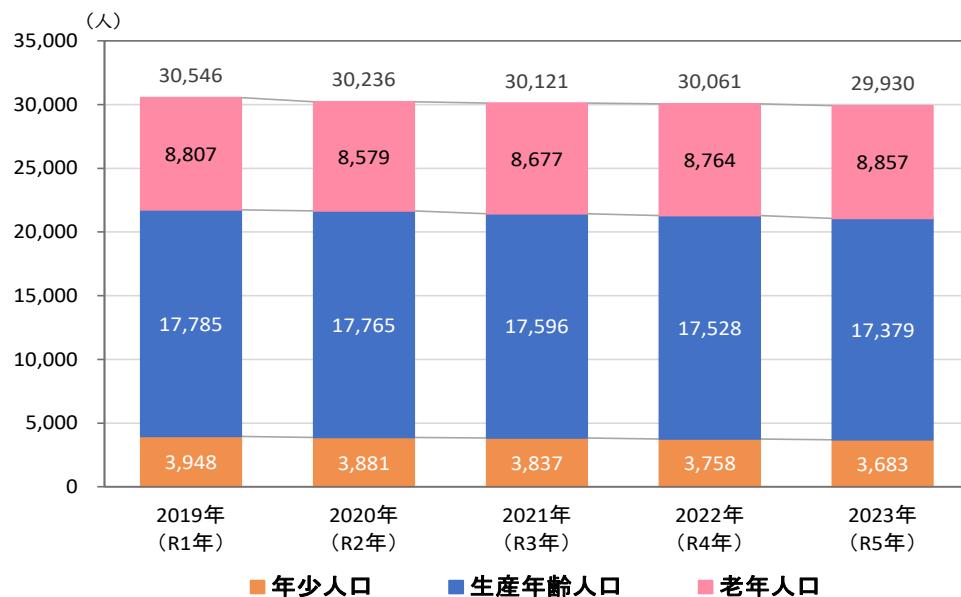
1. 人口・世帯に関する状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、減少傾向で推移しており、令和5(2023)年は29,930人と30,000人台を下回っています。年齢3区分別人口を見ると、男女とも65歳以上の老人人口割合が増加する一方で、15歳未満の年少人口及び15~64歳の生産年齢人口の構成比は減少しており、少子高齢化が進行しています。

令和5(2023)年の高齢化率は29.6%となっており、年々上昇傾向にあります。

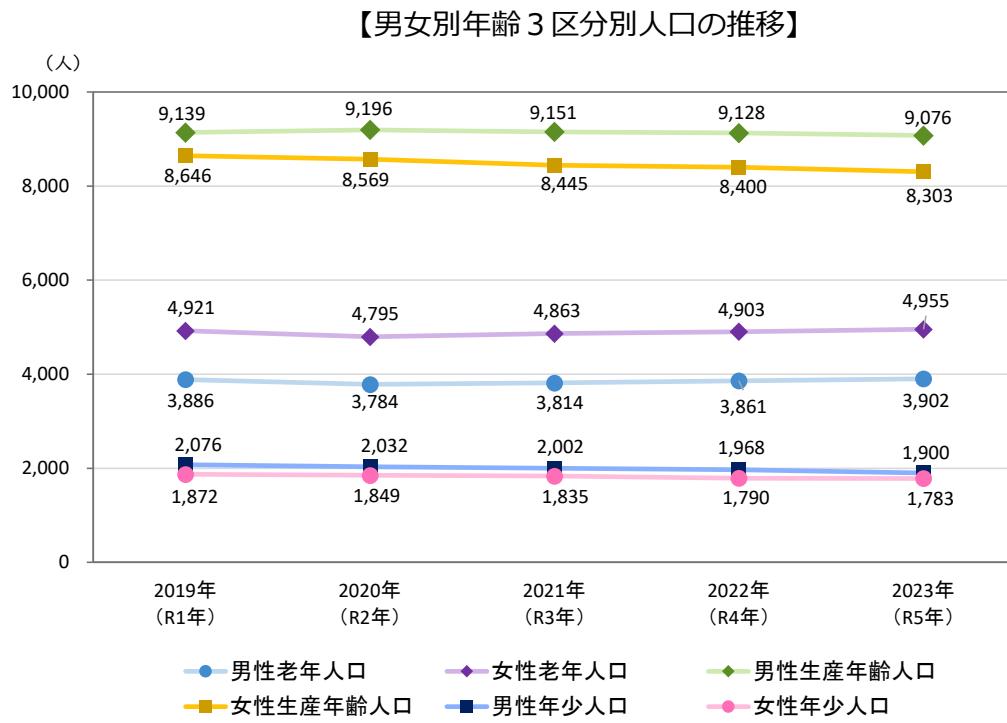
【総人口・年齢3区分別人口の推移】



出典:福島県現住人口調査年報(各年10月1日現在)
※総人口には年齢不詳を含むため、3区分別人口の合計とは一致しない

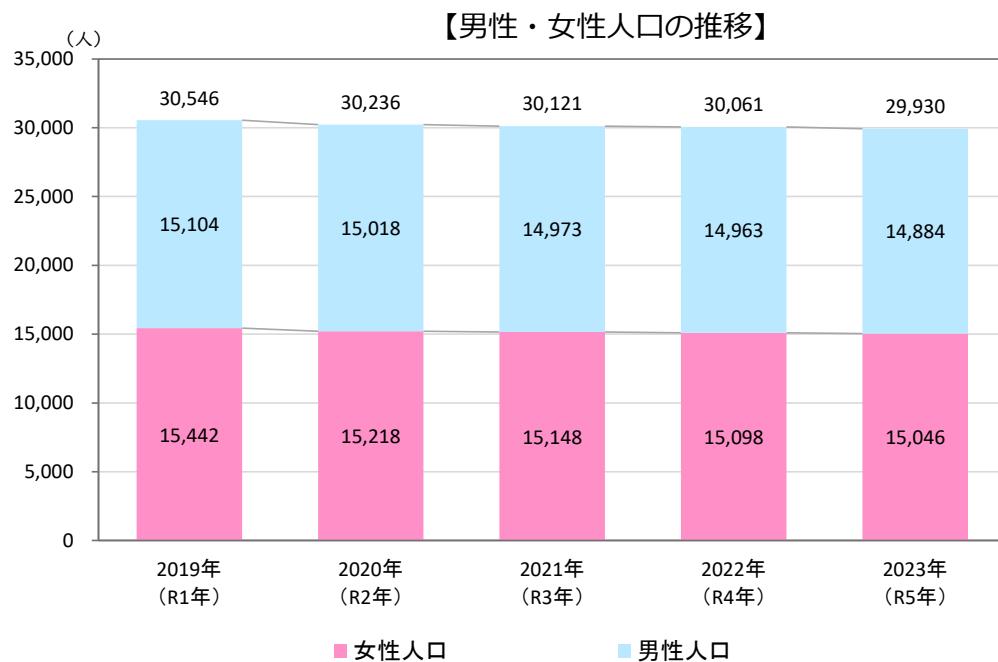
(単位:人)

	実績値				
	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)
総人口	30,546	30,236	30,121	30,061	29,930
老人人口 (65歳以上)	8,807 (28.8 %)	8,579 (28.4 %)	8,677 (28.8 %)	8,764 (29.2 %)	8,857 (29.6 %)
生産年齢人口 (15~64歳)	17,785 (58.2 %)	17,765 (58.8 %)	17,596 (58.4 %)	17,528 (58.3 %)	17,379 (58.1 %)
年少人口 (0~14歳)	3,948 (12.9 %)	3,881 (12.8 %)	3,837 (12.7 %)	3,758 (12.5 %)	3,683 (12.3 %)



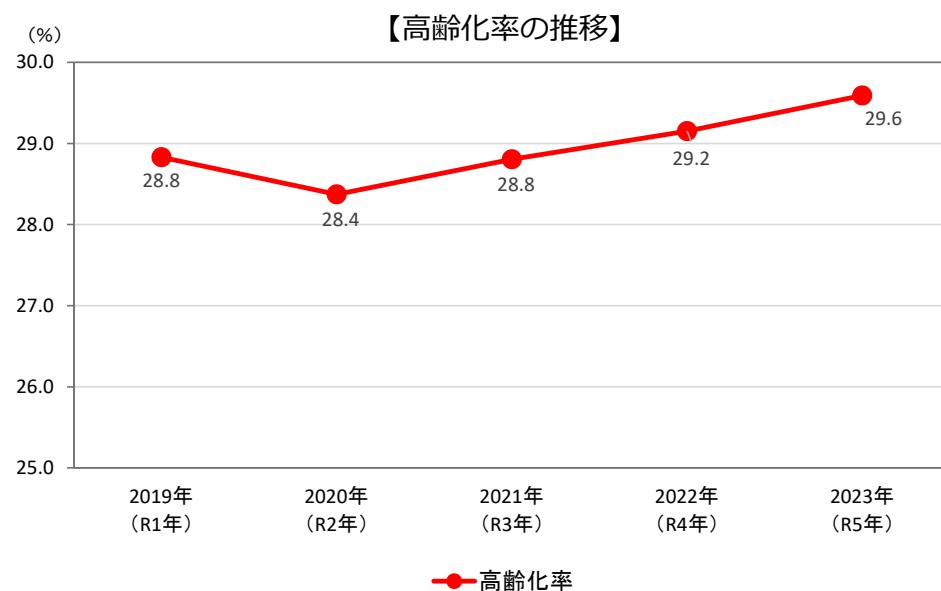
出典：福島県現住人口調査年報（各年10月1日現在）

	実績値				
	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)
男性人口	15,104	15,018	14,973	14,963	14,884
男性老人人口 (65歳以上)	3,886 (25.7 %)	3,784 (25.2 %)	3,814 (25.5 %)	3,861 (25.8 %)	3,902 (26.2 %)
男性生産年齢人口 (15~64歳)	9,139 (60.5 %)	9,196 (61.2 %)	9,151 (61.1 %)	9,128 (61.0 %)	9,076 (61.0 %)
男性年少人口 (0~14歳)	2,076 (13.7 %)	2,032 (13.5 %)	2,002 (13.4 %)	1,968 (13.2 %)	1,900 (12.8 %)
女性人口	15,442	15,218	15,148	15,098	15,046
女性老人人口 (65歳以上)	4,921 (31.9 %)	4,795 (31.5 %)	4,863 (32.1 %)	4,903 (32.5 %)	4,955 (32.9 %)
女性生産年齢人口 (15~64歳)	8,646 (56.0 %)	8,569 (56.3 %)	8,445 (55.7 %)	8,400 (55.6 %)	8,303 (55.2 %)
女性年少人口 (0~14歳)	1,872 (12.1 %)	1,849 (12.2 %)	1,835 (12.1 %)	1,790 (11.9 %)	1,783 (11.9 %)



出典：福島県現住人口調査年報（各年10月1日現在）

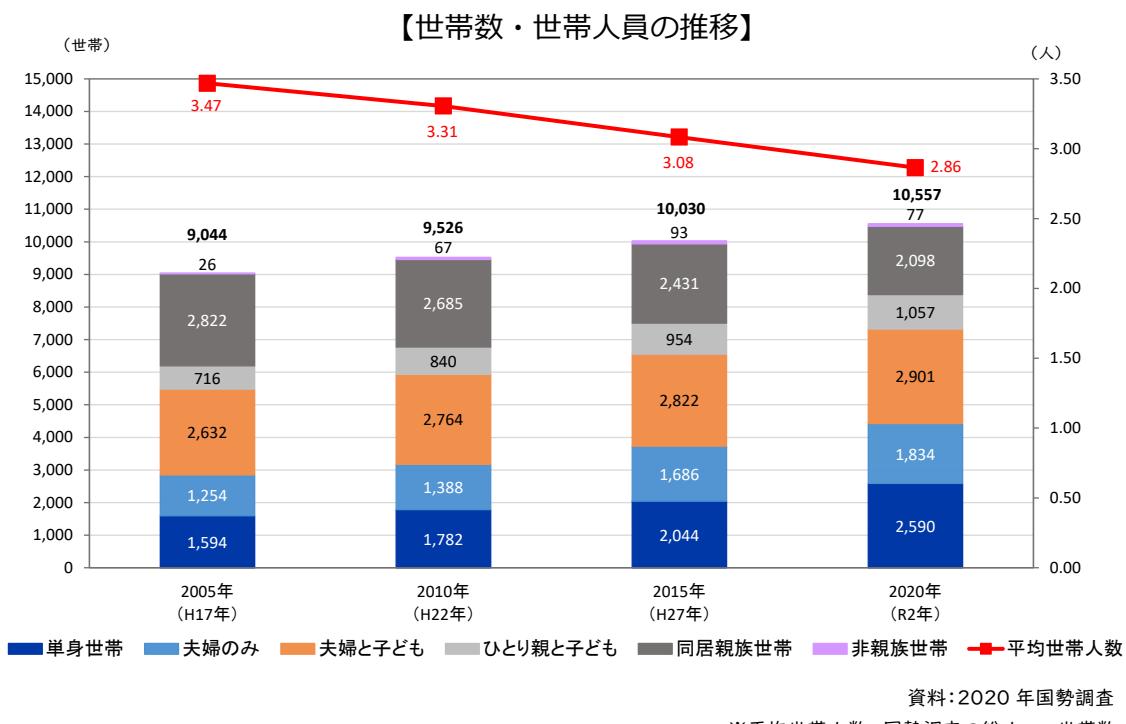
	実績値				
	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)
総人口	30,546	30,236	30,121	30,061	29,930
男性人口	15,104	15,018	14,973	14,963	14,884
	(49.4 %)	(49.7 %)	(49.7 %)	(49.8 %)	(49.7 %)
女性人口	15,442	15,218	15,148	15,098	15,046
	(50.6 %)	(50.3 %)	(50.3 %)	(50.2 %)	(50.3 %)



出典：福島県現住人口調査年報（各年10月1日現在）

(2) 世帯の推移

本市では、人口推移が減少傾向の一方で世帯数の増加は続いており、令和2(2020)年では10,557世帯となっています。世帯当たりの人員(世帯人員)について見ると、世帯数の増加と人口の減少が相まって平均世帯人員数は年々減少しており、令和2(2020)年は2.86人となっています。

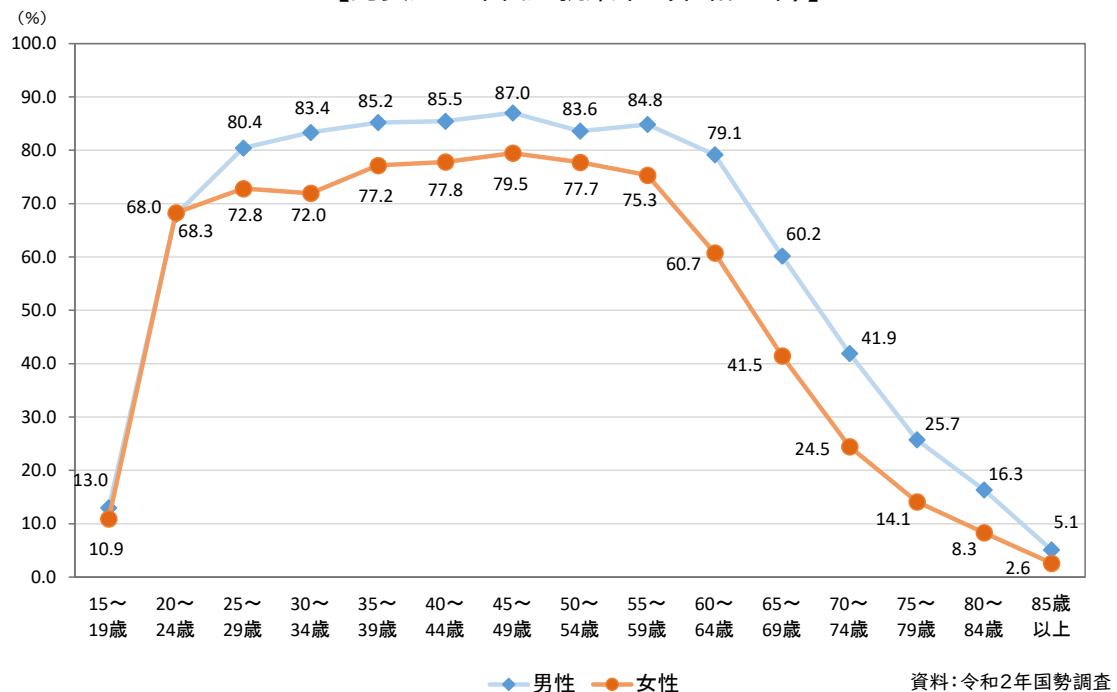


2. 就業に関する状況

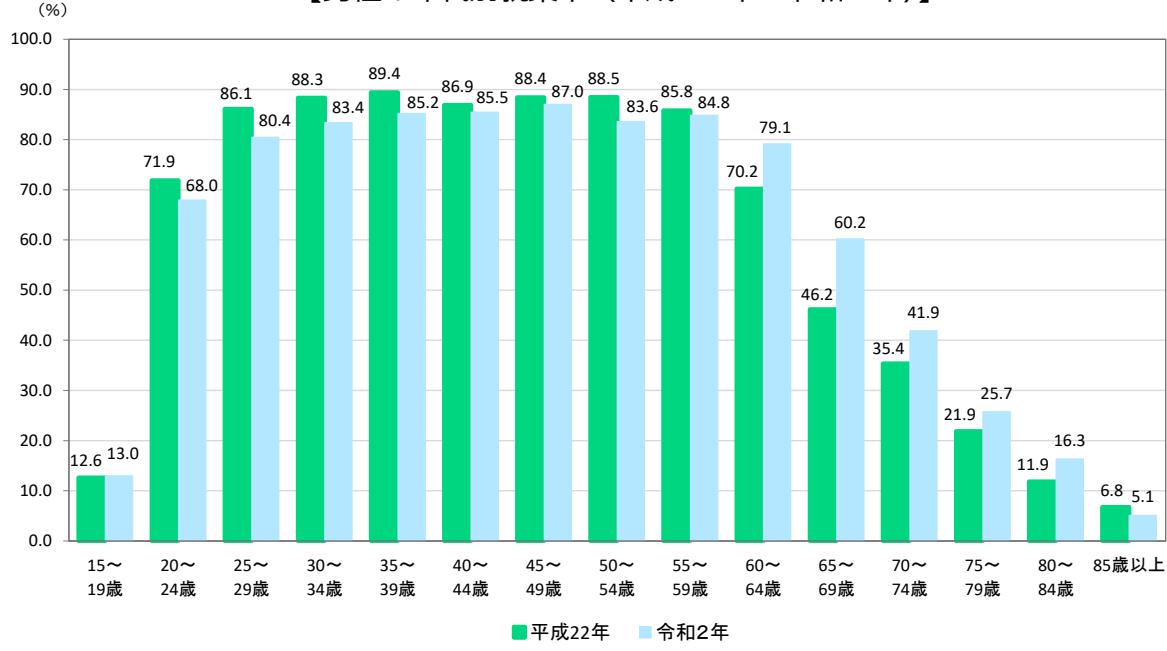
令和2(2020)年の本市の女性の就業率をみると、本市の労働力率は、全体的に女性が男性よりも低くなっていますが、女性でも35歳から59歳までが7割を超えており、結婚から出産、子育ての時期においても就労している女性が多いことが推測されます。

また、男女別の就業率について平成22(2010)年と令和2(2020)年の比較をみると、男性は65歳から69歳で14.0%、女性は60歳から64歳で18.2%高くなっています。これは、国の働き方改革における定年延長制度及び再雇用制度を取り入れる企業の増加が主な要因と推測されます。

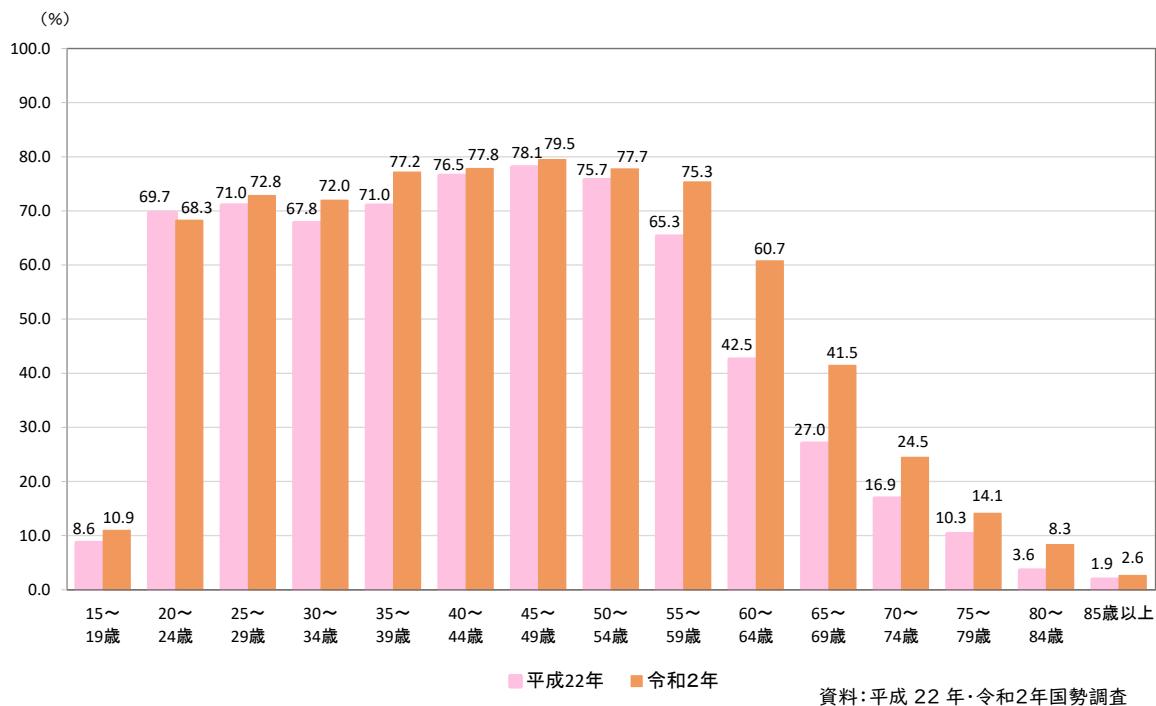
【男女別・年代別就業率（令和2年）】



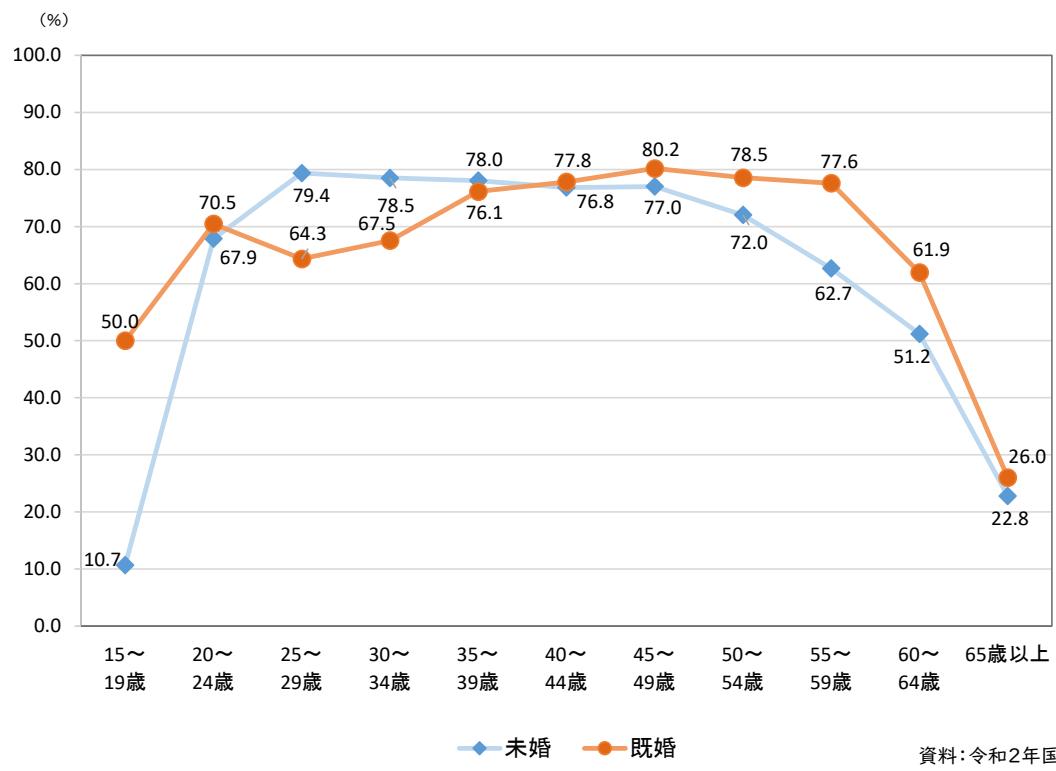
【男性の年代別就業率（平成22年・令和2年）】



【女性の年代別就業率（平成22年・令和2年）】



【女性の年代別・婚姻形態別労働力率（令和2年）】



3. アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

本計画策定の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民等意識調査」を実施しています。調査概要は次の通りです。

【市民意識調査】

- 調査対象: 18歳以上の市民 2,000人
- 調査方法: 郵送配布・郵送回収・調査票に記載のURLやQRコードからのWEB回答併用
- 調査期間: 令和6年(2024年)11月20日～12月10日
- 調査内容: 男女の役割意識、子育て・教育、仕事と社会活動、人権・LGBT^{*1}・DV^{*2}、防災など

【市民意識調査 回収率】

調査種別	調査対象者 (①)	有効回答数 (②)	有効回答率 (②/①)
市民	2,000人	580件 (郵送回収) 181件 (WEB回答)	761件 38.1%

【若年層意識調査】

- 調査対象: 小学6年生 261人、中学2年生 269人、高校2年生(本宮高校) 61人
- 調査方法: 学校配布・依頼状に記載のURLやQRコードからのWEB回答
- 調査期間: 令和6年(2024年)11月20日～12月4日
- 調査内容: 家庭・学校生活での男女の役割意識、仕事・将来、人権・LGBT・DVなど

【若年層意識調査 回収率】

調査種別	調査対象者 (①)	有効回答数 (②)	有効回答率 (②/①)
小学6年生	261人	138件	52.9%
中学2年生	269人	52件	19.3%
高校2年生(本宮高校)	61人	55件	90.2%

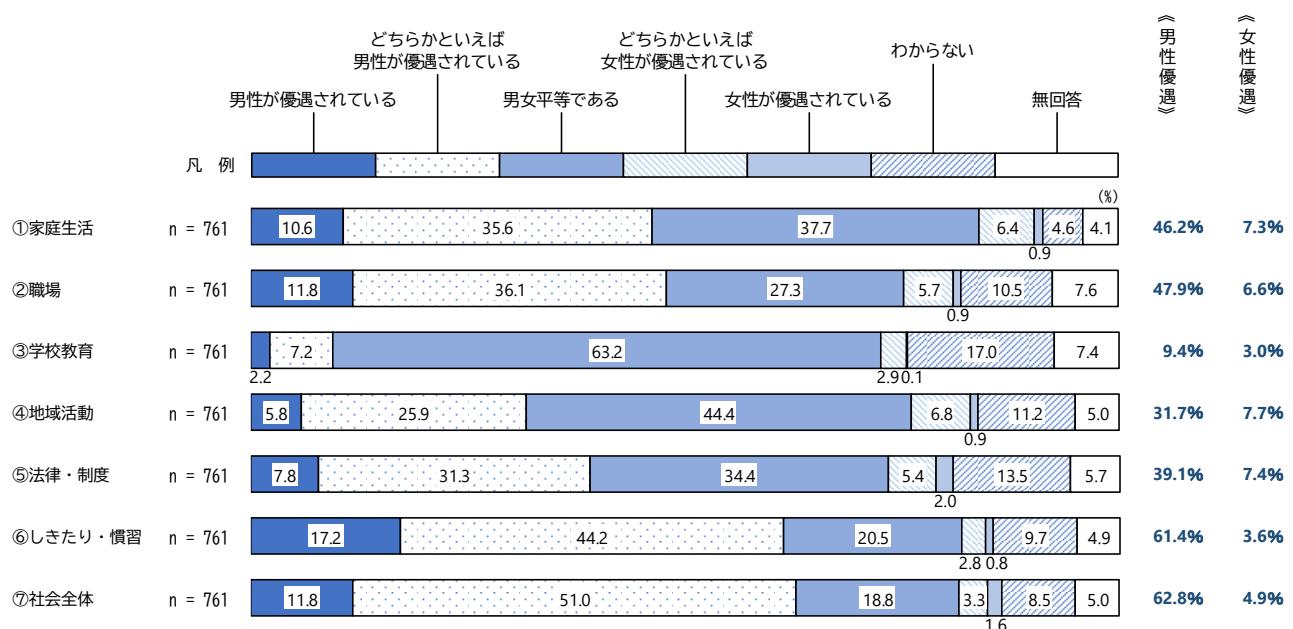
*1 「LGBT」…レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルトランスジェンダーの英語の頭文字をとり、多様な性を持つ人々を指した総称(P46参照)

*2 「DV」…親密な関係者から振るわれる身体的、精神的、経済的、性的などの暴力(P48参照)

(2) 男女の地位の平等感について

市民意識調査では、男女の地位の平等感について、『学校教育』の場においては「男女平等」と感じる割合が63.2%と高くなっていますが、それ以外の分野では、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合算した《男性優遇》が、「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合算した《女性優遇》を大きく上回っています。特に『しきたり・慣習』及び『社会全体』では《男性優遇》が6割超となっており、「男女平等」と感じる割合は約2割にとどまっています。

【各分野における男女の地位の平等感（市民意識調査）】



※グラフ右の割合は、回答割合を合算したもの

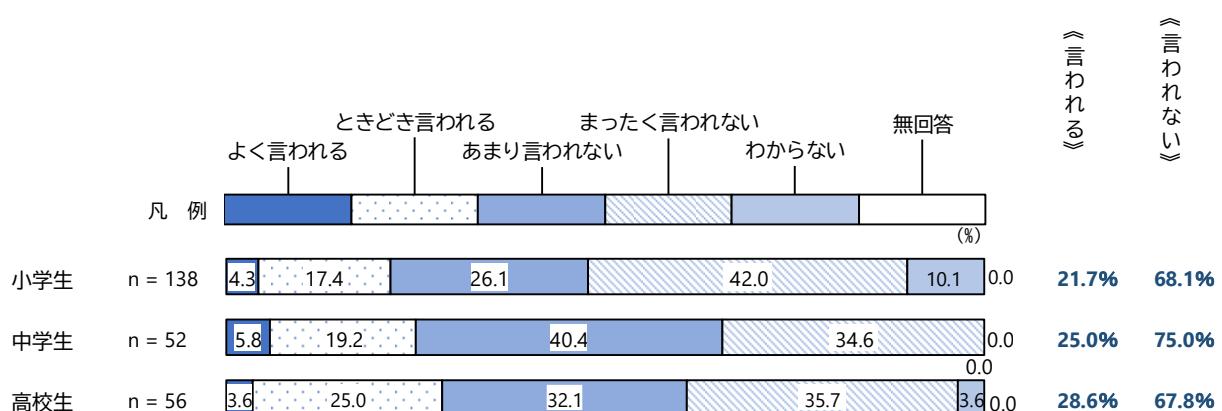
なお、四捨五入の関係で、合算値と個別の割合の単純な足し上げ値が合わない場合があります
(以降の回答割合の合算値を掲載している箇所も同様)

(3) 性別による固定観念等について

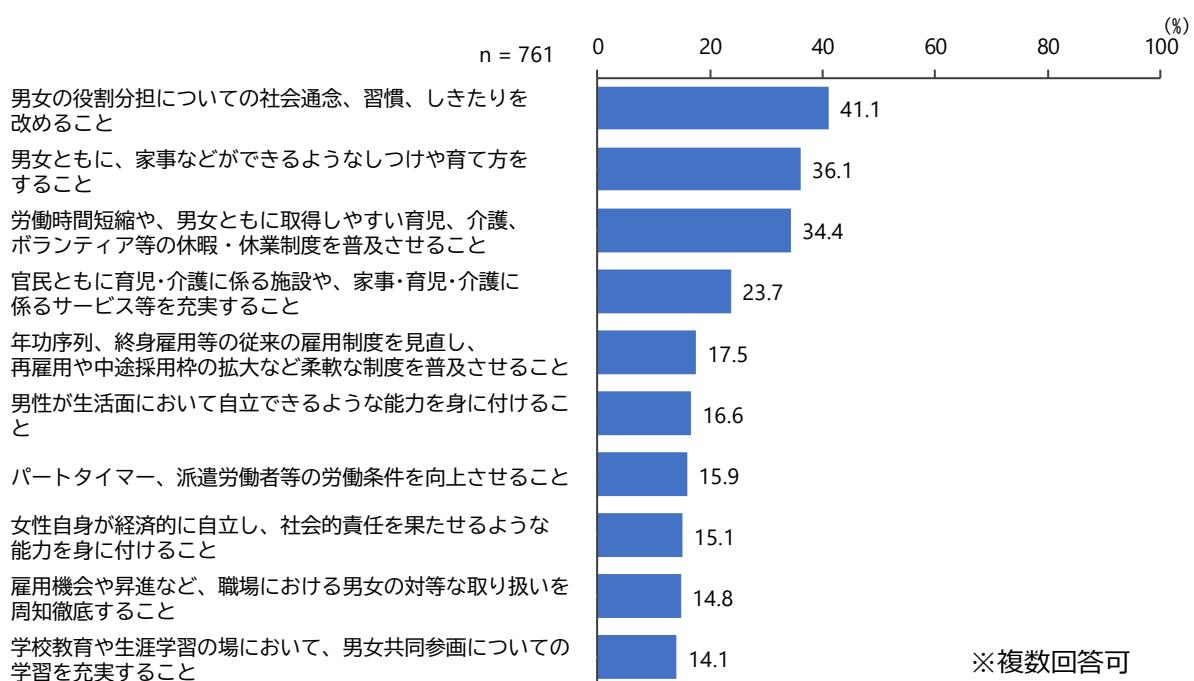
若年層意識調査で、「男の子だから泣いてはいけない」、「女の子だからやさしくしなさい」、などの『男だから』・『女だから』と日常で言われることがあるかをたずねたところ、小学生・中学生・高校ともに「言われる」が2割台となっています。

また、市民意識調査で男女がともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加するために必要だと思うことをたずねたところ、「男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること」が41.1%と最も高く、次いで「男女ともに、家事などができるようなしつけや育て方をすること」(36.1%)、「労働時間短縮や、男女ともに取得しやすい育児、介護、ボランティア等の休暇・休業制度を普及させること」(34.4%)となっています。

【「男だから」「女だから」と日常で言われることがあるか（若年層意識調査）】



【男女がともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加するために必要だと思うこと（市民意識調査）】※上位10項目

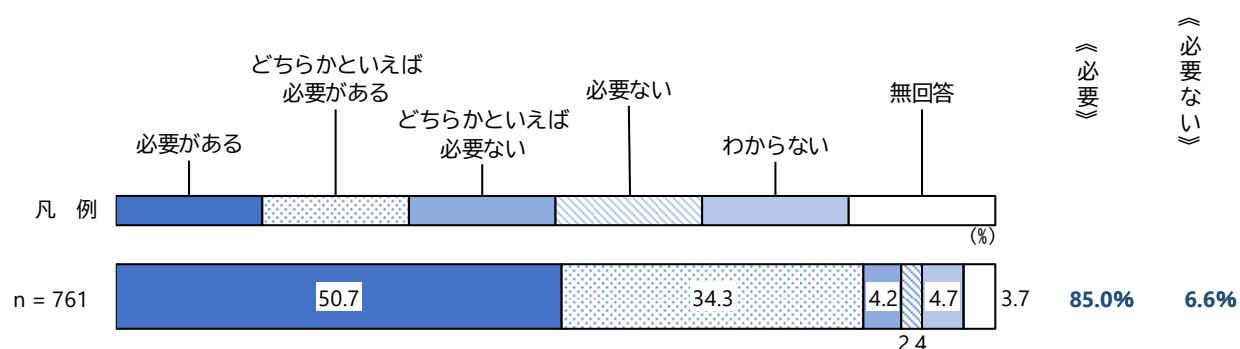


(4) 防災分野における男女共同参画について

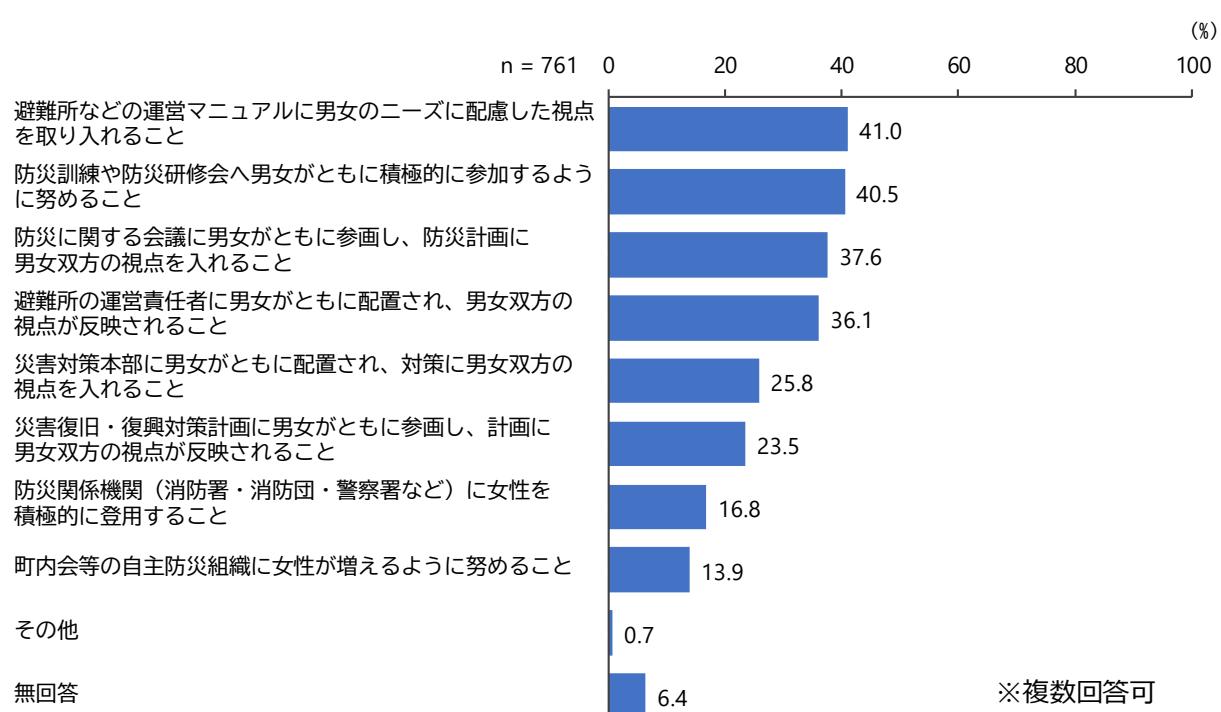
市民意識調査で、防災・災害対策において、性別に配慮した対応が必要だと思うかについてたずねたところ、「必要がある」と「どちらかといえば必要がある」を合算した《必要》は85.0%となっており、「必要ない」と「どちらかといえば必要ない」を合算した《必要ない》の6.6%を大きく上回っています。

さらに、防災・災害対策において、男女共同参画を推進するために必要なことをたずねたところ、「避難所などの運営マニュアルに男女のニーズに配慮した視点を取り入れること」(41.0%)、「防災訓練や防災研修会へ男女がともに積極的に参加するように努めること」(40.5%)、「防災に関する会議に男女がともに参画し、防災計画に男女双方の視点を入れること」(37.6%)、「避難所の運営責任者に男女がともに配置され、男女双方の視点が反映されること」(36.1%)などが多く挙げられており、男女共同参画を推進していくために、男女のニーズや多様性に配慮した視点などが必要とされています。

【防災・災害対策において、性別に配慮した対応が必要だと思うか（市民意識調査）】



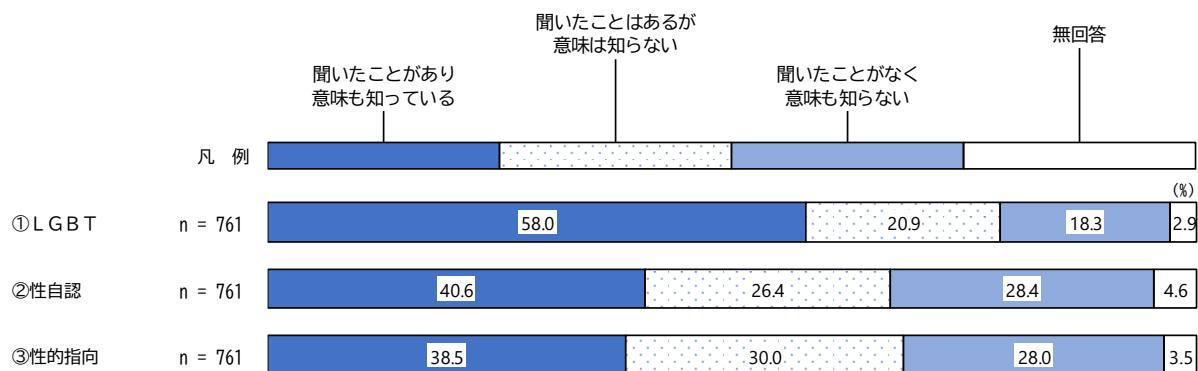
【防災・災害対策において、男女共同参画を推進するために必要なこと（市民意識調査）】



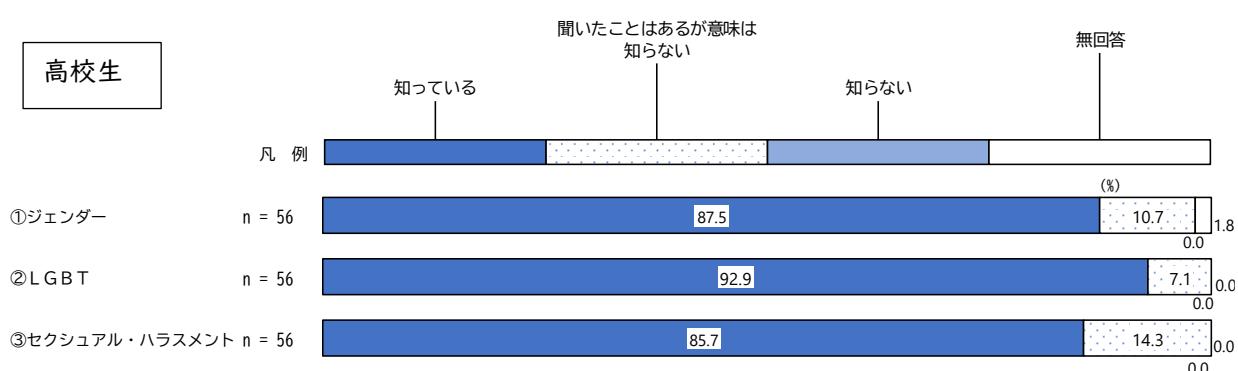
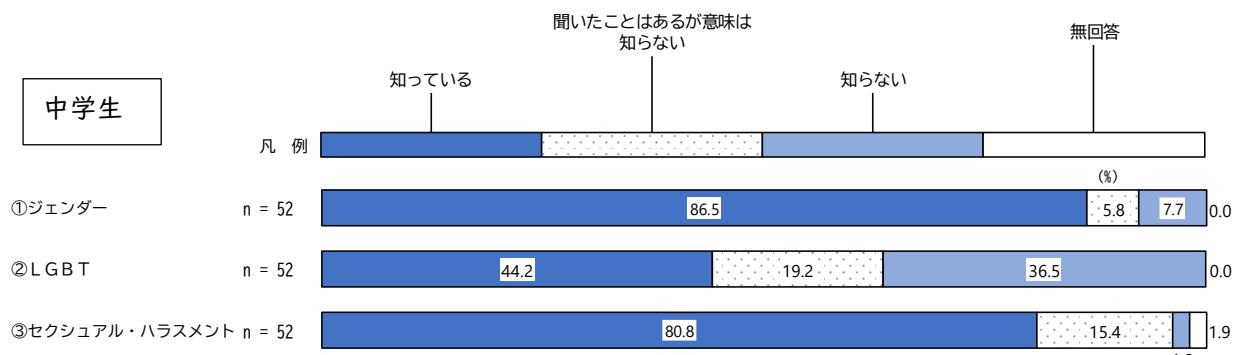
(5) 性の多様性について

市民意識調査・若年層意識調査それぞれで、性の多様性に関する言葉の認知度をたずねたところ、【LGBT】については、市民意識調査で58.0%、中学生で44.2%、高校生で92.9%が「知っている（聞いたことがあり意味も知っている）」と回答しています。一方、【性自認】【性的指向】については、市民意識調査で意味を知っていた方の割合は半数未満となっています。

【性の多様性に関する言葉の認知度（市民意識調査）】



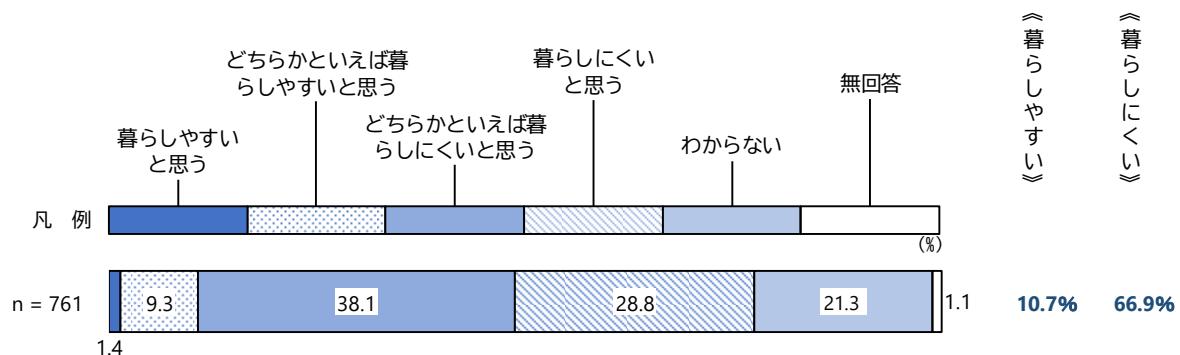
【性の多様性に関する言葉の認知度（若年層意識調査）】



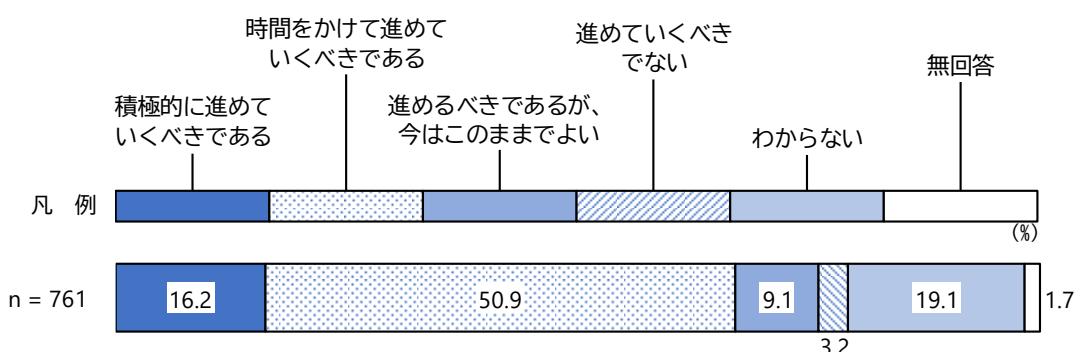
現在の社会が多様な性自認や性的指向を持つ方にとって暮らしやすいと思うかについては、「暮らすにくいと思う」と「どちらかと言えば暮らすにくいと思う」を合算した《暮らしにくい》は66.9%と、「暮らしやすいと思う」と「どちらかと言えば暮らしやすいと思う」を合算した《暮らしやすい》の10.7%を大きく上回っており、多様な性自認や性的指向を持つ方が生活しづらい社会であるイメージが広く持たれています。

また、性の多様性を認め合う・尊重する社会づくり等を進めることについては、市民意識調査・若年層意識調査ともに肯定的な意見が多くなっています。

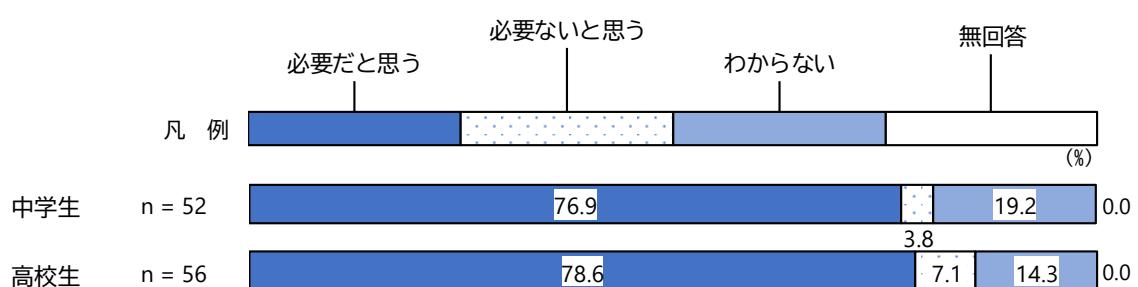
【現在の社会は、多様な性自認や性的指向を持つ方にとって暮らしやすいと思うか（市民意識調査）】



【性の多様性を認め合う社会づくりを進めていくべきだと思うか（市民意識調査）】



【色々な性のあり方を尊重していくための社会づくりや制度づくりが必要だと思うか（若年層意識調査）】

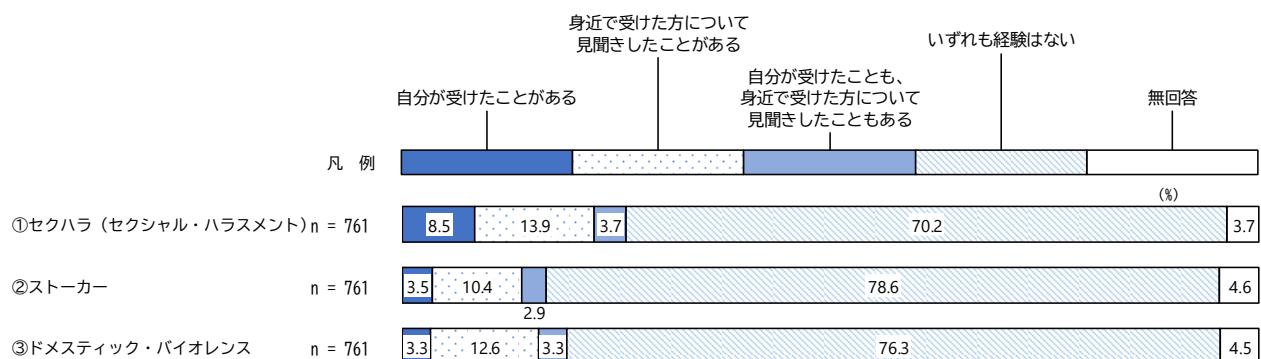


(6) 人権侵害に関する経験について

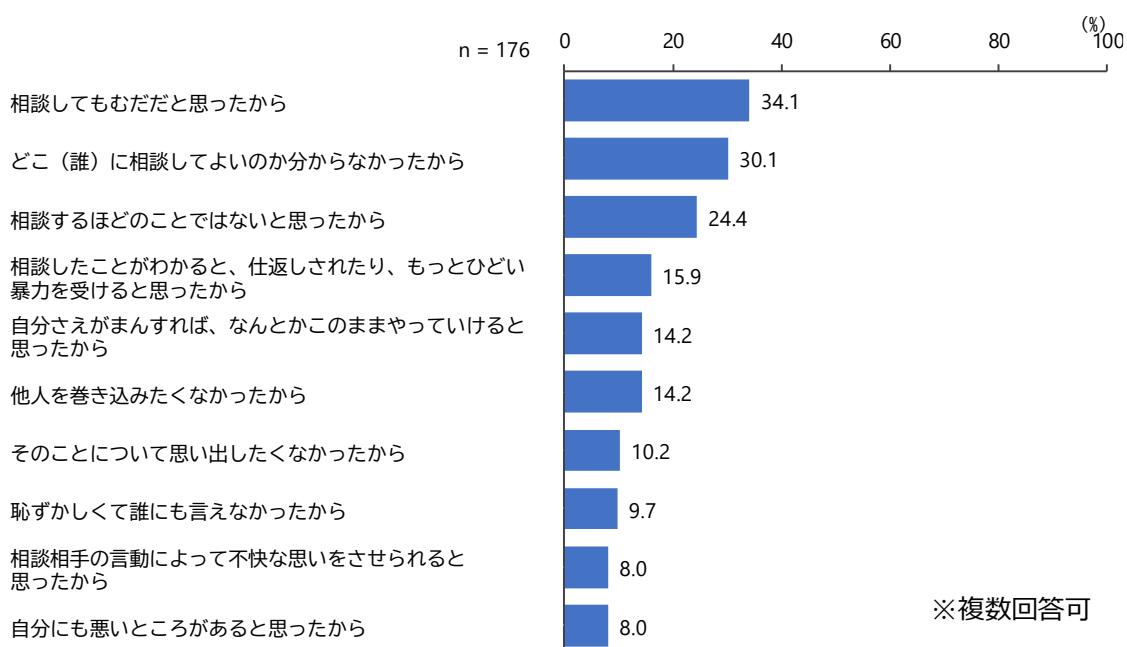
人権侵害に該当する行為を受けた・身近で見聞きしたことがある経験について、「自分が受けたことがある」、「身近で受けた方について見聞きしたことがある」、「自分が受けたことも、身近で受けた方について見聞きしたこともある」を合算した割合は、セクハラ^{※1}（セクシャル・ハラスメント）で26.1%、ストーカーで16.8%、ドメスティック・バイオレンスで19.2%となっています。

誰かに相談しなかった理由については、「相談してもむだだと思ったから」が34.1%と最も高く、次いで「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかったから」（30.1%）、「相談するほどのことではないと思ったから」（24.4%）となっています。

【人権侵害を受けたり、身近で見聞きしたりしたことがあるか（市民意識調査）】



【人権侵害を受けた際に相談しなかった理由（市民意識調査）】※上位10項目 (人権侵害を受けたことがある、身近で見聞きしたことがある方のみ回答)



^{※1} 「セクハラ」…相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたこと（P47参照）

(7) 本市の男女共同参画に関する取組について

市民意識調査で、「男女共同参画社会」を実現するため行政が力を入れていくべきことをたずねたところ、「保育の施設・サービスを充実させる、高齢者の施設や介護サービスを充実させる」が 36.7%と最も高く、次いで「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」(33.4%)、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」(24.8%)となっており、子育てや介護等に係る社会的支援を望む声(割合)が高くなっています。

【男女共同参画社会の実現のために、行政が力を入れていくべきこと（市民意識調査）】

※上位 10 項目



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

国内外における男女共同参画に対する社会情勢は日々変化しており、ジェンダー平等に向けた意識の高まりや、多様化する性や価値観の尊重、女性の視点からの防災の推進等、様々な視点からの意識醸成が求められています。

これらを踏まえ、本計画の基本理念を「互いに認め合い 一人ひとりの色が輝く みんなが“自分らしく”暮らせるまち もとみや」とし、本計画における男女共同参画の目指す姿とします。

▼ 基本理念

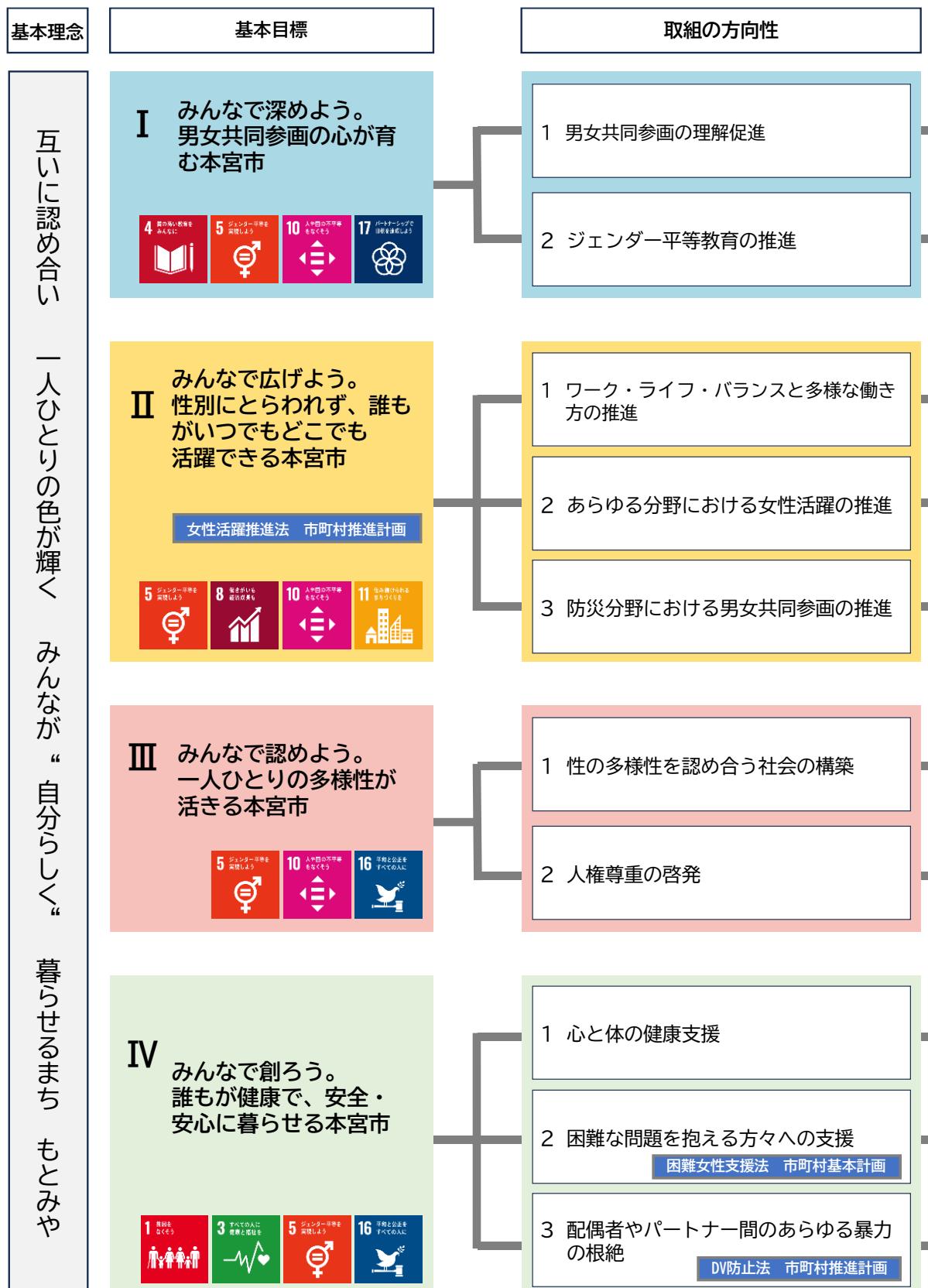
**互いに認め合い 一人ひとりの色が輝く
みんなが“自分らしく”暮らせるまち もとみや**

2. 計画の基本目標

本計画では、男女共同参画社会の実現を目指し、基本理念を達成するため、次の4つの基本目標に基づいて施策を展開します。

- I みんなで深めよう。男女共同参画の心が育む本宮市
- II みんなで広げよう。性別にとらわれず、誰もがいつでもどこでも活躍できる本宮市
- III みんなで認めよう。一人ひとりの多様性が生きる本宮市
- IV みんなで創ろう。誰もが健康で、安全・安心に暮らせる本宮市

3. 計画の体系



基本施策

(1) 男女共同参画社会の形成に向けての市民意識の醸成

(2) 家庭・地域活動等における男女共同参画の推進

(1) ジェンダー平等を考えるきっかけづくりの推進

(2) 児童生徒のジェンダー平等の心を育む環境づくりの推進

(1) 仕事と家庭の両立支援

(2) 誰もが働きやすい環境づくりの推進と情報の発信

(1) 公的分野における女性参画の促進

(2) 企業・各種団体等への女性参画の促進

(1) 男女共同参画の視点に立った防災体制づくりの推進

(2) 防災分野における女性参画の推進

(1) 性の多様性尊重の意識づくり

(2) 性の多様性に配慮した環境の整備

(1) 人権尊重の意識啓発と学習機会の充実

(2) 人権尊重に配慮した情報発信

(1) 生涯を通した健康づくりの支援

(2) 性と生殖に関する健康・権利
(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ) の意識の啓発

(1) ひとり親家庭等や生活困窮者等への支援

(2) 困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備

(1) 暴力を根絶する取組みの推進

(2) 被害者への支援の充実

(3) 様々なハラスメントによる被害の防止

第4章 施策の展開

基本目標 I

みんなで深めよう。男女共同参画の心が育む本宮市



ジェンダー平等社会を実現していくうえで、課題として挙げられるものに、人々の意識の中に形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス^{※1})があります。こうした意識は次第に変わりつつありますが、いまだに残っており、これに基づく社会制度や慣行などが、個人の多様な生き方の選択や能力発揮を妨げる要因ともなっています。

男女共同参画社会を実現するためには、個人を尊重する人権意識の醸成とともに、一人ひとりの固定的な性別役割分担意識の見直しが必要です。

市民の誰もが、性別にとらわれず、自然体で社会参画しやすい環境づくりを推進し、男女共同参画の心を育むことができる本宮市を目指します。

成果指標

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値等 (令和11年度)
社会全体における男女の平等感 (男女共同参画に関する市民意識調査(18歳以上))	18.8% [R6.12月]	上昇
男女共同参画推進に係る情報発信	0回	年3回
男女共同参画に関する講座・セミナー等の開催回数 及び参加人数	8回 41人 [R5年度]	上昇

取組の方向性 1 男女共同参画の理解促進

国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、男女共同参画の取組の進展が未だ十分でない要因の一つとして、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が存在していることが挙げられています。

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消

※1 「アンコンシャス・バイアス」…自分自身が気づいていない、ものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと(P46 参照)

を図るため、今後においても、男女共同参画の意識づくりを推進していきます。

基本施策

(1) 男女共同参画の形成に向けての市民意識の醸成

多くの市民が男女共同参画に関する知識や理解を深めることができるように、各種媒体を活用した情報発信や普及啓発を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	男女共同参画に関する各種情報提供	男女共同参画に関する各種情報を収集、整理するとともに、広報紙、公式ウェブサイトなどの多様な媒体による情報の提供を推進します。	市民部 生活環境課
			総務政策部 秘書広報課
②	固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発等	性別による固定的役割分担意識の解消を目指した意識啓発活動や広報活動に努めます。	市民部 生活環境課

(2) 家庭・地域活動等における男女共同参画の推進

家庭生活における家事・子育て・介護などについて、家族の中で役割分担が行える意識の啓発活動を推進します。

また、行政区（町内会）を始めとする地域での交流や活動において、男女共同参画の視点に立った活動を進めることで、より良い地域コミュニティとなるよう働きかけを行います。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	家庭生活における理解促進	市民に対する家庭生活における男女共同参画による家事や育児、介護などの役割分担についての意識啓発を図ります。	市民部 生活環境課
②	地域における啓発活動	行政区（町内会）などの地域住民組織の活動に、男女共同参画の視点による誰もが運営に参画できる活動を進めることで、より良い地域コミュニティ活動となるよう働きかけを行います。	市民部 生活環境課
③	家庭生活を営む男女を対象とした学習機会の提供	家庭生活を営む男性と女性が参加しやすい講座の開催を通じて、男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するとともに、支援に努めます。	市民部 生活環境課
			保健福祉部 保健課

取組の方向性2 ジェンダー平等教育の推進

学校、職場、地域社会等において、人権尊重を基本としたジェンダー平等意識の形成を図るため、身近なこととして触れる機会の提供・充実に努めます。また、本市との結びつきの強い英国との交流を始め、多様な価値観や文化の中で先進的に進められている男女共同参画の国際的な取組に対する関心も深めてもらいたいながら、ジェンダー平等に関するより一層の理解増進を図ります。

基本施策

(1) ジェンダー平等を考えるきっかけづくりの推進

あらゆる場における性別役割分担意識の解消を図るため、あらゆる世代に学習機会の提供などを通じてジェンダー平等について考えてもらえるきっかけをつくります。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	ジェンダー平等に関する情報発信	ジェンダー平等の理解を深めるための市民等に対するわかりやすい情報発信を行います。	市民部 生活環境課
②	ジェンダー平等を考えてもらえる機会の創出	参加しやすい講習会や講演会などの開催を企画し、ジェンダー平等のことを身近に考えてもらうきっかけづくりに努めます。	市民部 生活環境課
③	国際的な取組の理解浸透	男女共同参画に関する国際的な取組の情報収集と発信を図り、グローバル社会におけるジェンダー平等の理解浸透に努めます。	市民部 生活環境課

(2) 児童生徒のジェンダー平等の心を育む環境づくりの推進

子どもの将来を見据えた自己形成や、社会全体における男女共同参画の推進につなげるため、小学校や中学校、高等学校等の成長過程におけるジェンダー平等の心を育む環境づくりを推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	ジェンダー平等の視点に立った学校教育の継続	性別に捉われず、平等な学校生活が行われている小中学校や高校とのより一層の連携強化を図りながら、児童生徒の成長過程において、ジェンダー平等の心を自然と育むことができる教育を継続します。	教育部 幼保学校課
			市民部 生活環境課
②	人権教育の充実	人権擁護委員の活動支援を積極的に行いながら、学校での人権教室などを通して、児童生徒の心身の成長過程において人権のことにつれて触れる機会を創出しながらジェンダー平等を始めとする人権教育の充実を図ります。	市民部 生活環境課
③	国際交流の推進	本市との結びつきの強い英国との児童生徒による交流を通して、グローバルに進められているジェンダー平等の社会に触れる機会を創出します。	教育部 国際交流課

基本目標Ⅱ

みんなで広げよう。性別にとらわれず、誰もがいつでもどこでも活躍できる本宮市



すべての人が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画することは、多様性と活力を高めることにつながり、豊かで活力ある持続可能な地域社会づくりをするうえで大変重要です。性別にとらわれず、あらゆる分野における活動に個人の意思で共に参画し、市民一人ひとりが活躍できる本宮市を目指します。

成果指標

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値等 (令和11年度)
職場における男女の平等感 (男女共同参画に関する市民意識調査(18歳以上))	27.3% [R6.12月]	上昇
本宮市役所における女性管理職割合	35.1% [R6.4.1現在]	40%以上
市の審議会等委員における男女の割合	27.65%(女性) [R6.4.1現在]	どちらかの性が 40%以上 60%以下
行政区長(町内会長)に占める女性の割合	4.4% [R6.4.1現在]	6.0%以上
保育所待機児童数	0人	0人を維持
本宮市防災会議委員における女性の割合	21.74%	30%以上
女性消防団員の数	0人	5人

取組の方向性 1 ワーク・ライフ・バランス^{*1}と多様な働き方の推進

それぞれのライフスタイルに合わせて仕事と家庭生活を両立しながら豊かな暮らしが送れるように、多様で柔軟な働き方ができる職場づくりに向けた啓発、仕事と家庭の両立につながる行政支援を行っていきます。

*1 「ワーク・ライフ・バランス」…男女がともに、様々な活動を含めた生活スタイルを、自らの選択によるバランスで形成すること(P49参照)

基本施策 ➤

(1) 仕事と家庭の両立支援

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養といった「家庭生活」との調和を図り、その両方を充実させる環境づくりを目指します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	ワーク・ライフ・バランスの推進	市民のより良い暮らしにつながる仕事と家庭におけるワーク・ライフ・バランスの意識醸成を図るために、個々のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。	市民部 生活環境課
②	事業所に対する普及啓発	仕事と家庭の両立を支える職場づくりを推進するため、国及び県、関係機関などの認証・認定制度や育児休業・介護休業給付制度などの助成制度等について情報提供に努めます。	産業部 商工観光課
③	子育て支援サービスの充実	延長保育や土曜保育、一時保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター ^{※1} の充実などにより、働きやすい環境づくりを支援します。	教育部 幼保学校課
			保健福祉部 子ども福祉課
④	市における男性職員の育児参画の促進	率先して男性の育児への参画を推進するため、男性職員に対し、育児休業の取得及び配偶者出産休暇・育児参加休暇等の取得を促進します。	総務政策部 総務課

(2) 誰もが働きやすい環境づくりの推進と情報の発信

どのようなライフスタイルでも、安心して働き続けることができるよう、社会全体で支える環境づくりを推進していきます。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	労働関係法令の遵守	事業者に対して、労働関係法令や男女雇用機会均等法などの法令を遵守するよう周知を図ります。	産業部 商工観光課
②	柔軟な就労形態の普及・啓発	フレックスタイム制や在宅ワーク、副業・兼業など多様な働き方を推進する取り組みについて情報提供を行います。	産業部 商工観光課
③	福島広域雇用促進支援協議会との連携	福島広域雇用促進支援協議会が主催する各種セミナーや講座、就職相談会等について、広報紙やホームページで広報・周知を行います。	産業部 商工観光課

*1 「ファミリーサポートセンター」…育児の援助を行いたい会員と受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置するもの（P48参照）

NO	施策の方向性	内容	担当部課
④	福島県次世代育成支援企業認証制度（「仕事と生活の調和」推進企業認証）の普及啓発	福島県次世代育成支援企業認証制度を利用し、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を増やし、企業価値を高める支援につなげていきます。	産業部 商工観光課

取組の方向性2 あらゆる分野における女性活躍の推進

女性活躍推進法に基づき、あらゆる分野で女性の参画が確保されるとともに、その能力を十分に発揮できる地域社会の実現を目指します。

基本施策



(1) 公的分野における女性参画の促進

政策・方針決定過程において、男女それぞれの意見が等しく反映されるよう、様々な分野において女性の参画促進を図ります。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	市の女性職員がその能力を十分に発揮できるよう支援するとともに、施策・方針決定に関わる管理職への積極的な登用を推進します。	総務政策部 総務課
②	ポジティブ・アクション ^{※1} の推進	性別による職域の向き不向きや特定の職場にこだわることなく職員を配置し、男女間の格差のない職場環境改善に努めます。	総務政策部 総務課
③	各種審議会等における女性の参画拡大	審議会や委員会の委員の選出にあたっては、広い視点からの企画立案を図るため、すべての組織において女性委員の積極的な登用を進めます。	全部課

(2) 企業・各種団体等への女性参画の促進

女性があらゆる分野に参画し、自らの能力を発揮し活躍できるよう、女性自身の積極的向上やエンパワーメント^{※2}を支援する機会を提供し、人材育成を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	企業における女性活躍の推進	労働関係法令に基づく女性の労働条件改善に向けた働きかけを行うとともに、女性管理職の積極的な登用についての啓発に努めます。	産業部 商工観光課

*1 「ポジティブ・アクション」…男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの（P49参照）

*2 「エンパワーメント」…自ら主体的に行動することによって、状況を変える力を持つこと（P46参照）

NO	施策の方向性	内容	担当部課
②	企業・団体・自営業への啓発活動	職場における固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	産業部 商工観光課
③	女性の就労への支援	就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換、職域拡大など、女性のチャレンジを支援するための情報提供を行います。	産業部 商工観光課
④	地域における女性参画の推進	本宮市区長会連絡協議会との意見交換を行いながら、行政区(町内会)を始めとする地域コミュニティ団体について、女性リーダーの育成など、積極的な女性参画の推進に努めます。	市民部 生活環境課
⑤	市内女性団体との相互協力	市内女性団体に対する支援を行いながら、女性活躍の推進に向けての相互協力に努めます。	市民部 生活環境課

取組の方向性3 防災分野における男女共同参画の推進

東日本大震災や令和元年東日本台風などの様々な災害を経験した教訓を活かし、女性の参画を始めとする多様な視点を取り入れることにより、防災分野における男女共同参画の取組を推進し、市民の安全・安心な暮らしの確保につなげます。

基本施策



(1) 男女共同参画の視点に立った防災体制づくりの推進

女性の感覚や特性を活かし、長期化する避難所の運営や防災に対する取組等への女性の参画を促進する活動を進めます。また、男女の違いだけではなく、多様な視点を取り入れた避難所運営の取組を進めます。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	地域防災計画改定や避難所運営における女性の参画促進	地域防災計画の改定や長期化する災害における避難所運営等において、女性の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	市民部 防災対策課
②	男女共同参画の視点に立つた防災訓練の実施	防災訓練等の実施に際しては、男女共同参画の視点による訓練内容を盛り込むとともに、女性も参加しやすい訓練を企画します。	市民部 防災対策課
③	多様性への配慮の視点を踏まえた避難所運営	女性や乳幼児、障がい者、高齢者などに配慮した避難所運営体制や災害用備蓄物資の整備を図ります。	市民部 防災対策課 保健福祉部 社会福祉課
		災害時の避難所運営にあたり、テントや段ボールでのプライバシーの確保や名簿の性別欄の工夫など、ジェンダー平等や性の多様性に配慮した運営に努めます。	市民部 防災対策課 保健福祉部 社会福祉課

		避難所における様々なニーズに対応したわかりやすい情報発信に努めます。	市民部 防災対策課
			保健福祉部 社会福祉課

NO	施策の方向性	内容	担当部課
④	多様なニーズを捉えた防災情報の発信	災害時における女性や乳幼児、障がい者、高齢者などの多様なニーズを踏まえながら、普段からの防災情報の発信に努めます。	市民部 防災対策課

(2) 防災分野における女性参画の推進

男女共同参画の視点に立ち、家庭・地域・職場等での防災の積極的な取組を促し、防災意識の高揚を図るとともに、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成を支援します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	人材育成の推進	地域防災を担う消防団への女性の入団促進を図るとともに、まゆみ防災リーダーズや赤十字奉仕団などの市民団体と連携し、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成を支援します。	市民部 防災対策課
②	女性参画の重要性における理解の促進	地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など、男女共同参画の視点を取り入れるよう、啓発活動を行います。	市民部 防災対策課
③	防災講座等の実施	防災に関する講座の実施等により、市民の防災意識の向上を図るとともに、男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について啓発し、自主防災組織や避難所運営等への女性の参加促進を図ります。	市民部 防災対策課

基本目標Ⅲ

みんなで認めよう。一人ひとりの多様性が生きる本宮市



令和5(2023)年6月に、国では「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が公布・施行されました。

近年では、「同性婚」や「夫婦別姓」など、多様性や人権に関する課題もクローズアップされています。こうした中、本市では、市民の誰もがパートナーやその家族との暮らしやすい生活につなげるため、令和6(2024)年9月2日に「本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入しました。引き続き、性的指向や性自認等を理由に困難な状況に置かれていよう、性の多様性への理解促進について、さらなる取り組みを進めていくことが大切であると考えます。

市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様な生き方を認め合うことができる、誰もが自分らしく生きていける本宮市を目指します。

成果指標

成果指標		現状値 (令和6年度)	目標値等 (令和11年度)
性の多様性に関する用語の認知度 (男女共同参画に関する市民意識調査)	18歳以上	L G B T : 58.0% 性自認 : 40.6% 性的指向 : 38.5% [R6.12月]	上昇
	中高生	L G B T : 69.4% [R6.12月]	上昇
多様な性自認や性的指向を持つ方々にとって暮らしやすい社会であると感じる人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査(18歳以上))		10.7% [R6.12月]	上昇
性の多様性に対する理解増進に係る情報発信 (パートナーシップ・ファミリーシップ制度含む)		年2回	年4回

取組の方向性 1 性の多様性を認め合う社会の構築

日常の生活において、性の多様性を始めとする一人ひとりの生き方を当たり前に認め合うことができるよう、市民の理解浸透や環境づくりを進めます。

基本施策



(1) 性の多様性尊重の意識づくり

性の多様性や多様な価値観を受け入れ、一人ひとりが個人を尊重し合いながら、共に生活を送ることができる社会づくりを推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	性の多様性を認め合う社会づくりに向けた指針の構築	性の多様性を認め合うことができる社会の実現に向け、市民や事業者、教育、行政など、本市が目指すべき基本となる指針を構築します。	市民部 生活環境課
②	性の多様性に関する理解の促進	性的指向や性自認を理由とした偏見や差別の解消を目指し、正しい知識や性の多様性に関する理解を深めるため、市民に対する積極的な情報発信による啓発推進に努めます。	市民部 生活環境課
③	市職員等への啓発	市民対応において適切な配慮ができるよう、市職員に向けた研修等の実施により、性の多様性に対する理解の促進を図ります。	市民部 生活環境課

(2) 性の多様性に配慮した環境の整備

一人ひとりが安全で安心に暮らせる地域づくりの実現のために、性の多様性やジェンダー平等などへの配慮の視点による環境整備を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	法的に婚姻が認められない同性のカップルや、個々の事情により婚姻が叶わない異性間の事実婚のカップルの方々に対して、宣誓を受けることにより、市がその関係性を証明するパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入します。(R6.9.2導入済) また、適宜、見直しなどを行いながら利用しやすい制度に改善するとともに、定期的な情報発信に努めます。	市民部 生活環境課
②	県や県内自治体との連携	パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入している県や県内自治体を始め、性の多様性を認め合う住みよい環境づくりに向けた連携を図ります。	市民部 生活環境課
③	市の手続き等における配慮	市への各種手続きの際に、性別記入等による当事者の心理的負担の軽減を図ります。	全部課

取組の方向性2 人権尊重の啓発

人は、誰もが尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならない存在です。人権が当たり前に尊重される社会づくりを目指すため、様々な機会を通した人権尊重を育むことができる場の充実を図ります。

基本施策



(1) 人権尊重の意識啓発と学習機会の充実

人権教育を推進するとともに、各種講演会や研修会の開催、広報活動を通じて啓発を行いながら、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることができる社会を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	人権を尊重する意識の醸成	基本的人権の尊重と様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるため、様々な機会を通じた情報発信を行うとともに、人権擁護委員との連携協力による人権啓発活動を推進します。	市民部 生活環境課
②	人権教育の充実	人権擁護委員の活動支援を積極的に行いながら、学校での人権教室や人権の花運動、各種イベントを通した人権啓発により、児童生徒の心身の成長過程において人権のことにつれて触れる機会を創出しながら人権教育の充実を図ります。	市民部 生活環境課
③	関係機関等と連携した人権相談の情報発信	人権擁護委員や福島地方法務局等の関係機関・団体と連携した人権相談の開催や情報提供を行います。	市民部 生活環境課

(2) 人権尊重に配慮した情報発信

市が発信する広報紙やホームページ、SNS^{*1}などについて、人権侵害につながることがないよう、性の多様性やこども、高齢者、障がい者など、様々な人権尊重に配慮した情報発信を行います。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	人権尊重に配慮した情報発信	市が発信する広報紙やホームページ、SNSなどについて、性の多様性やこども、高齢者、障がい者など、様々な人権尊重に配慮した表現に心掛けた情報発信を行います。	総務政策部 秘書広報課
			全 部 課
②	男女共同参画、性の多様性	市が発信する広報紙等について、男女共同参	総務政策部 秘書広報課

*1 「SNS」…「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称。社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス（P46参照）

NO	施策の方向性	内容	担当部課
	の視点に立った広報等の実施	画や性の多様性の視点に立ち、性のかたよりが生じない表現の工夫に努めます。	全 部 課

NO	施策の方向性	内容	担当部課
③	市民にわかりやすい情報発信	性の多様性や男女共同参画などの市民の日常生活で触れる機会が少ない情報発信については、誰もがわかりやすい内容に努めます。	市 民 部 生活環境課
④	メディア・リテラシー ^{※1} の向上	児童生徒にメディアを通じて流れる様々な情報を収集、判断する能力、及び適切に情報発信する能力を身につけるため、メディア・リテラシーの向上のための教育を行います。また、市民がメディアに流れる偏見や誤情報に惑わされることがないように、メディア・リテラシー向上につながる情報提供や講習会等を開催します。	教 育 部 幼保学校課 市 民 部 生活環境課

*1 「メディア・リテラシー」…メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力（P49参照）

基本目標IV

みんなで創ろう。誰もが健康で、安全・安心に暮らせる本宮市



男女共同参画社会の形成においては、誰もが生涯にわたり、健康に、安全・安心に、生き生きと暮らせる社会づくりを進めることができます。それには、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、また、生活上の困難を抱える人も、あらゆる方々が安心して自立した生活を送ることができる地域社会であることが必要です。

市民一人ひとりの暮らしを支え、誰もが健康で、安全・安心に暮らせる本宮市を目指します。

成果指標

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値等 (令和11年度)
特定検診受診率	47.2% [R5年度]	60%
乳がん・子宮頸がん検診の受診率	乳がん:38.7% 子宮頸がん:35.9% [R5年度]	乳がん:50% 子宮頸がん:50%
「データDV」という用語の認知度 (男女共同参画に関する市民意識調査(中高生))	57.4% [R6.12月]	上昇
人権侵害を受けた、見聞きしたことがあっても相談しなかった人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査(18歳以上))	65.2% [R6.12月]	低減

取組の方向性 1 心と体の健康支援

各ライフステージにおける健康の課題などに応じて、一人ひとりが生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組めるよう、各種施策を実施します。また、性差に応じた健康について理解を深めつつ、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※1」の視点からも男女の健康を生涯にわたり包括的に支援していきます。

基本施策



(1) 生涯を通した健康づくりの支援

生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うために、心身及びその健康についての正しい知識を普及し、相談体制、健(検)診体制を充実させるとともに、性差に配慮した医療や

※1 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」…生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと（P49参照）

健康支援を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	健康診断の実施と啓発	ライフステージに応じた各種健康診断の実施や受診しやすい体制づくりを行うとともに、受診率向上につなげる啓発を行います。	保健福祉部 保健課 市民部 市民課
②	健康保持・増進のための普及啓発	市民の健康保持・増進を図るため健康に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、心身の健康づくり及び生活習慣病の予防など、ライフステージに合った健康管理の指導と心身にわたる様々な悩みに対する相談体制の充実を図ります。	保健福祉部 保健課
③	健康増進のためのスポーツの推進	男女の健康や体力の保持・増進を図るため、あらゆる年代に応じた参加しやすい生涯スポーツ活動の推進と情報提供に努めます。	教育部 文化スポーツ振興課
④	健康づくり・食育の推進	ライフステージに応じて、健康的な生活習慣の形成に向けた取組を、関係機関、団体と連携して推進します。	保健福祉部 保健課
⑤	こころの健康づくりの支援	こころの健康づくりを支援するため、啓発や相談を行います。	保健福祉部 保健課

(2) 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の意識の啓発

性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)に関する意識の浸透を図るために、広報活動を推進します。また、学校において、命の尊厳を重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施し、性と生の大切さを伝えます。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。また、誰もが正しい知識を持って、安心して妊娠・出産を迎えるよう情報の提供に努めます。	保健福祉部 保健課
②	発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した性教育を実施します。	教育部 幼保学校課 保健福祉部 保健課
③	望まない妊娠や性感染症の予防対策の推進	性情報の氾濫や性意識の変化を踏まえ、望まない妊娠や性感染症に関する予防対策の普及・啓発を行います。	保健福祉部 保健課

取組の方向性2 困難な問題を抱える方々への支援

家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、困難な問題を抱える家庭やこどもが必要な支援を受けられるよう、支援を行います。

基本施策 ➤

(1) ひとり親家庭等や生活困窮者等への支援

ひとり親家庭等が自立し安定した生活を送ることができるよう、相談体制と支援の充実を図ります。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等に対し、家庭児童相談員等により、各種支援制度や就業支援の情報提供、子育て等にかかる相談対応等を行うほか、関係機関と連携を図り必要な支援に努めます。	保健福祉部 子ども福祉課
②	生活困窮者への支援	生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題を踏まえ、専門機関や各関係機関との連携により適切な支援を行います。	保健福祉部 社会福祉課
③	ハローワーク等との連携による就業支援	本宮市雇用対策協定を締結したハローワークやその他関係機関と連携し、就業機会の拡大を図ります。また、就労に向けた情報の周知を図ります。	産業部 商工観光課

(2) 困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備

様々な困難に直面している人が安心して暮らせるように環境整備を進めることに加え、その人の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	児童虐待防止対策	こども家庭センターを中心として、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の未然防止・早期発見、虐待を受けた児童に対する児童虐待防止等の対策を総合的に推進します。	保健福祉部 子ども福祉課
②	女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談を実施します。	保健福祉部 保健課 保健福祉部 社会福祉課 保健福祉部 子ども福祉課

取組の方向性3 配偶者やパートナー間のあらゆる暴力の根絶

配偶者暴力(DV)防止法に基づき、配偶者やパートナー等からの暴力(DV)やストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力の根絶を目指して暴力を許さない気運の醸成を図るとともに、被害者が迷わず相談できるよう相談窓口の周知を行い、相談から自立支援まで状況に応じたきめ細かな対応に努めます。

基本施策 ➤

(1) 暴力を根絶する取組の推進

DVをはじめとしたあらゆる暴力の防止及び被害者の早期発見、早期対応につながるよう、暴力を許さない社会的気運の醸成のための広報・啓発を行います。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	あらゆる暴力を許さないための広報・啓発	様々な機会をとらえてDV、性犯罪、売買春、ストーカー行為、交際相手からの暴力、児童虐待などの暴力防止のための啓発を行います。	保健福祉部 社会福祉課
②	DV防止のための啓発の促進	DVに関する正しい知識の普及など、DV防止のための啓発を行います。	保健福祉部 社会福祉課
③	若年層の性犯罪・性的被害防止	若年層における交際相手や配偶者等からの暴力の問題について、学習機会の提供や、啓発資料などにより正しい知識の普及・啓発を行います。	保健福祉部 社会福祉課

(2) 被害者への支援の充実

被害者が迷わず相談できるよう、相談窓口の更なる周知を図るとともに、相談体制の充実や関係部署及び関係機関との連携により、きめ細かな相談対応に努めます。

また、「本宮市犯罪被害者支援条例」に基づき、被害者が再び平穏な生活を営むことができるための支援を行います。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	相談窓口の周知	市の窓口など市民対応のあらゆる機会を通じて、適切な相談窓口・機関につなげます。	保健福祉部 社会福祉課
②	相談体制の充実	職員による相談対応や必要な情報提供を行います。また、研修受講等により相談員及び職員の資質向上を図ります。	保健福祉部 社会福祉課
		関係部署や関係機関との情報交換や研修等を通じ、連携強化を図ります。	保健福祉部 社会福祉課

NO	施策の方向性	内容	担当部課
③	犯罪被害者支援体制の構築・強化	被害者が早期に日常生活を取り戻すことができるよう、府内を始め、県や警察、被害者支援センターとの連携を図りながら支援体制の構築強化を進めます。 また、府内・多機関ワンストップサービスの構築を図り、被害者の心身的な負担軽減に努めます。	市民部 生活環境課

(3) 様々なハラスメント※1による被害の防止

学校、職場、地域などにおける様々なハラスメントについて、市民の認識を深めるため、広報・啓発活動を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	市職員等への啓発	市職員を対象としたハラスメント研修を開催し、様々なハラスメントに対する理解を深めるとともに、ハラスメントを生まない、起こさない、受けない職場づくりを推進します。	総務政策部 総務課
②	ハラスメントの防止対策の推進	学校、職場等における様々なハラスメントの防止や相談体制の啓発に努めます。	市民部 生活環境課 教育部 幼保学校課 産業部 商工観光課

※1 「ハラスメント」…属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること(P48参照)

第5章 計画の推進

1. 推進体制

市では、引き続き男女共同参画推進本部を中心として男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、男女共同参画は、家庭内や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる分野・場面に関わります。したがって、市民や地域、事業者や市民団体等との連携を図りながら効果的な取組を進めます。

そして、市民に対しては取組状況や成果を公表することにより、男女共同参画社会の推進への理解と協力を求めていくこととします。

2. 実施計画の作成と進行管理

本計画が目的とする男女共同参画社会の実現のため、各基本目標の達成に向けた具体的な取組について、男女共同参画実施計画を策定します。この実施計画においては、今後5年間の取組を示すとともに、各年度の実施状況を把握し、必要に応じ見直しを行うなど計画の進行を管理します。

資料編

1. 用語解説

あ行

■アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのことです。女性や若い人に対して見下したような態度をとったり、多様な性を持つ人々に対して心ない発言をしたり、日常の何気ない言動になって現れるものです。（例：お茶出しが女性がやるもの、雑用は若手の仕事、など）

■インクルーシブ

「すべてを含んだ」「包括的」という意味です。国が令和2（2020）年12月に策定した第5次男女共同参画基本計画では、男女共同参画の取組が「『男女』にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるもの」としています。

エスエヌエス

■SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスをいいます。代表的なものとしては、X（旧Twitter）、Facebook、LINE、Instagram等があります。

エルジービーティー

■L G B T

レズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：出生時に診断された性と自認する性が異なる人）、の英語の頭文字をとり、多様な性を持つ人々を指した総称です。昨今は、自身の性自認や性的指向が定まっていない人を表すクエスチョンング（Questioning）が加わり、L G B T Qという単語に置き換わってきました。

エルジービーティー

■L G B T理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状を踏まえ、令和5年（2023年）6月23日に施行されました。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

■エンパワーメント（empowerment）

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることです。

か行

■困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となったことから、令和4年（2022年）5月19日に成立しました（令和6年（2024年）4月1日施行）。困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心・自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

さ行

■ジェンダー

人間には生まれついての生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別は「社会的・文化的に形成された性別」とされ、「社会的・文化的に形成された性別」を（ジェンダー/gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪い、の価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

■ジェンダーアイデンティティ

自分が属する性別についての認識や感覚のことです。性別の認識については、自分の出生時に割り当てられた性別と同じ人もいれば、異なる人もいます。また「私はいずれの性別でもない」「私はいずれの性別なのかわからない」という認識を持つ人もいます。「性同一性」や「性自認」と言い換えられる場合もあります。

■ジェンダー平等

一人ひとりの人間が尊重され、性別にかかわらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、社会全体の様々な状況において個人が平等な状態にあることです。

■女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために制定された法律。平成27年（2015年）9月4日（一部平成28年（2016年）4月1日）施行。女性の活躍推進に向けた目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業※）に義務付けられました。

※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務

令和元年（2019年）5月に改正法が成立し、令和4年（2022年）4月までに順次施行されました。主な改正内容は、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設、ハラスメント対策の強化となります。

■性自認（Gender Identity）

→「ジェンダーアイデンティティ」を参照

■性的指向（Sexual Orientation）

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。例えば、同性に向けば同性愛、異性に向けば異性愛です。

■セクハラ（セクシャル・ハラスメント）（Sexual Harassment）（性的嫌がらせ）

相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えていたりすることです。

た行

■男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は令和2年（2020年）12月25日に閣議決定されています。

また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

ディーブイ

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

本用語の明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。なお、ドメスティック・バイオレンスには身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。

ディーブイ

■DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律で、平成13年（2001年）に公布、一部施行され、平成14年（2002年）4月に全面施行されました。令和5年（2023年）には改正法が成立し、主な改正内容としては、

- ・接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加
 - ・接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に（改正前は「身体に」）重大な危害を受けるおそれが大きいとき」に拡大
 - ・接近禁止命令等の期間を6ヶ月から1年間に伸長
 - ・被害者と同居する未成年の子への電話等の禁止命令を創設
 - ・保護命令違反の厳罰化（2年以下の懲役／200万円以下の罰金）
- などとなっています。

は行

■ハラスメント

属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけることです。ハラスメントにはさまざまな種類があり、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」等があります。

■ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい会員と育児の援助を受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置するものです。保育施設までの送迎、保育施設の保育時間開始前や終了後の一時預かり、保護者の病気や急用の場合の一時預かりなどの事業を行います。

■ポジティブ・アクション(positive action)（積極的改善措置）

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するものです。

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされています。

ま行

■メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

ら行

■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。こどもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性に関する生活、安全な妊娠・出産や、こどもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としています。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成することです。